

大阪大学サイクリング部OB会規約

2025年10月4日発効

[第1章] 名称および事務所

[第1条] 本会は、大阪大学サイクリング部OB会と称し、その事務所を大阪大学体育会サイクリング部（大阪府豊中市待兼山1-1明道館1階）内に置く。

[第2章] 目的

[第2条] 本会は、会員の親睦および交流をはかり、必要に応じて大阪大学体育会サイクリング部の活動を援助する事を目的とする。

[第3章] 会員

[第3条] 本会は、大阪大学体育会サイクリング部又はその前身団体に所属して、入学後4年以上の者を会員として組織する。

[第4章] 役員

[第4条] 本会に次の役員をおく。会長1名、副会長1名、幹事長1名、副幹事長2名、相談役1名、関東支部長1名、幹事 各入学年度1名、会計監査2名、WWW編集若干名、会計1名、編集1名、名簿管理1名。

[第5条] 会長は、本会を代表し会務を総理する。

[第6条] 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時はその代理をする。

[第7条] 幹事長は、会務を整理し幹事会を代表して、本会の運営にあたる。特に大阪大学体育会サイクリング部との連絡を密にはかる。

[第8条] 副幹事長は、幹事長と一体となって本会の運営にあたる。幹事長に事故のあるときはその代理をする。

[第9条] 相談役は、幹事長その他役員への助言、忠告をおこなう。原則として前幹事長がこれにあたる。

[第10条] 幹事は、各入学年度会員を代表し、その連絡を受け持ち、同時に本会の運営にあたる。

[第11条] 会計監査は、本会の会計監査にあたる。

[第12条] WWW 編集は、本会WEB ページの管理をおこない、本会の活動の活性化にあたる。

[第13条] 会計は、本会の会計管理にあたる。

[第14条] 編集は、本会会報の発行にあたる。

[第15条] 名簿管理は、本会の名簿管理にあたる。

[第16条] 幹事は、その入学年度会員の中で選出され、それ以外の役員は総会で選出される。役員の任期は原則として次回定期総会までとする。ただし重任は妨げない。

[第5章] 総会

[第17条] 総会は、本会の最高議決機関である。

[第18条] 定期総会は、原則として1年に1回開催し、会の状況を報告し、活動の決定、役員の選出その他本会の重要事項を議決する。

[第19条] 臨時総会は、会員の総数の10分の1以上の要求があったとき、又は、幹事会が必要と認めた時に開催できる。

[第20条] 総会の決議は、実出席会員の過半数の賛成が必要である。

[第6章] 幹事会

[第21条] 幹事会は、幹事を中心とする役員によって構成され本会を運営する。

[第7章] 会計

[第22条] 本会の会計は、幹事会が管理する。

[第23条] 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり5月31日に終わる。

[第24条] 本会の会員は、会費として年2000円を支払うものとする。

[第25条] 幹事会は総会の同意を経て、会員から年会費以外の会費を集めることができる。

[第8章] 支部

[第26条] 本会には支部を設けることができる。

[第26.2条] 本会に、関東支部を設ける。

[第9章] 会員名簿

[第27条] 会員で、住所氏名等に異動が生じたときは、ただちに本会に報告しなければならない。

[第28条] 幹事会は、大阪大学体育会サイクリング部と協力して会員名簿を毎年更新し、会員の親睦および交流のため、会員に配布する。

[第29条] 本会および本会会員は会員名簿の目的外使用、第三者への供与をおこなわない。

[第10章] 規約の変更

[第30条] 本会の規約は、総会の議決を経て変更する事ができ、採択されると同時に発効する。